

○財務省告示第三十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十三年一月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年二月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九十 二回、第九十三回、第九十四回、 第九十五回、第九十六回、第九 十七回、第九十八回、第九十九 回、第一百一回、第一百二回、第 百四回、第九回、第一百十六回、 第一百十八回、第一百十九回及び第 百二十回）及び利付国庫債券（三 十年）（第五回、第六回、第七回、 第八回、第十五回、第十七回、 第十八回、第二十回及び第三十 一回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

十 十 十
七 六 五

準 入 償 償
と 札 還 還
す の 金 期
る 基 額 限

十
四

利

子

本 平 額 (別
証 成 面 表
券 二 金 額 の
業 十 額 と
協 三 百 円 お
会 一 に つ
が 月 き
発 十 百 円
表 一 日 付
し 日
公 社 債 日

各 発 行 対 象 国 債 の 利 率 / 100 × 1
/ 2

第 十 号 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に (二)
十 行 十 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
号 対 除 税 外 し は 者 に 額 金 に の 口 る に
に 象 規 定 こ 率 人 額 に (一) 国 取 得 当 該 国 債 を 乗 じ ら 算 式
に 支 期 の 支 払 金 額 支 払 期 間 中 一 日 毎 に 算 出 した 額 を 乗 じ ら 算 式
に 支 払 金 額 支 払 期 間 中 一 日 毎 に 算 出 した 額 を 乗 じ ら 算 式
に 支 払 金 額 支 払 期 間 中 一 日 毎 に 算 出 した 額 を 乗 じ ら 算 式

（（利 第（二 九（十 十（年 九）庫 回）債 ）券）	（（利 第（二 九（十 十（年 八）庫 回）債 ）券）	（（利 第（二 九（十 十（年 七）庫 回）債 ）券）	（（利 第（二 九（十 十（年 六）庫 回）債 ）券）	（（利 第（二 九（十 十（年 五）庫 回）債 ）券）	（（利 第（二 九（十 十（年 四）庫 回）債 ）券）	（（利 第（二 九（十 十（年 三）庫 回）債 ）券）	（（利 第（二 九（十 十（年 二）庫 回）債 ）券）	名称及び記号
二・一%	二・一%	二・二%	二・一%	二・三%	二・一%	二・〇%	二・一%	利率（年）
平成十年 十二月二十九日	平成九年 三月二十九日	平成九年 三月二十九日	平成六年 三月二十九日	平成六年 三月二十九日	平成三年 三月二十九日	平成三年 三月二十九日	平成十年 十二月二十八日	償還期限
二十億円	四十五億円	五十二億円	十五億円	百十億円	四百五十億円	百九十三億円	六億円	（発行額 額面金額）

（別表）

十八 象 各
利 回 国 發
元 利 債 の
金 支 支 対
場 所 支 支 対
払 入 入 入
者 札 札 札
払 入 入 入
込 込 込 込
期 期 期 期
日 日 日 日
平 財 日 単 店
成 務 本 利 頭
二 務 銀 利 各 各
十 大 行 利 行 行
三 臣 回 回 行 行
年 从 り と 対 考
一 通 する。 象 統
月 知 国 計
十 受 債 の 値
四 け の 平 表
日 け 均 値 に
者 者 の 載
の さ

（（利 第三付 十五年庫 回）債 券）	（（利 第三付 八年庫 回）債 券）	（（利 第三付 七年庫 回）債 券）	（（利 第三付 六年庫 回）債 券）	（（利 第三付 五年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年庫 回）債 券）
二 ・ 五 %	一 ・ 八 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 四 %
日年平 六成 月四 二十六	十年平 二十成 日一四 月十二 四	日年平 五成 月四 二十四	十年平 日十成 月一四 月十三	日年平 五成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十一	六平 月成 二四 十年	六平 月成 二四 十年	三平 月成 二四 十年
億二 百六 十七	七 十五 億 円	五 十 億 円	円三 百三 十億	三 億 円	円百 三十四 億	五 億 円	六 十 億 円	億五 百六 十八	一 億 円	円百 二十五 億	円百 五十一 億	円百 二十七 億

（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）
二・二%	二・五%	二・三%	二・四%
平成九年五月二十一日	平成九年四月二十七日	平成三年四月二十七日	平成十年四月二十六日
六十五億円	三十億円	八十六億円	三十億円